

諫早市告示第 36 号

諫早市運転免許証返納者支援事業実施規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

諫早市長 大久保 潔 重

諫早市運転免許証返納者支援事業実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、運転免許証を自主返納した者に対してタクシー
一等利用券又は交通系 IC カードを交付する運転免許証返納者支
援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、運転免許
証を自主返納した者の公共交通機関の利用を支援し、自動車等の
運転に不安を覚える者による交通事故の防止を図ることを目的と
する。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下
「法」という。）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証であって、
法第 92 条の 2 に規定する有効期間内のものをいう。
- (2) 自主返納 法第 104 条の 4 第 1 項前段の規定により全て
の免許の取消しを申請し、同条第 2 項の規定による免許の取消
しを受け、法第 107 条第 1 項第 1 号の規定により運転免許証
を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 法第 104 条の 4 第 5 項に規定する運転
経歴証明書をいう。
- (4) 協力事業者 市内に本店又は営業所を有するタクシー事業
者、バス事業者及び鉄道事業者であって、事業の趣旨に賛同し、
協力を申し出たものをいう。

(対象者)

第 3 条 対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた者
- (3) 助成の申請をする日において、満65歳以上の者

(助成の内容)

第4条 市長は、対象者に対し、次に掲げるもののいずれかを交付するものとする。

- (1) タクシー等利用券 10,000円分
- (2) 交通系ICカード 10,000円分(デポジット料金を含む。)

2 前項の規定による交付を受けられるのは、対象者ごとに1回限りとする。

(申請の手続)

第5条 前条の規定による交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、諫早市運転免許証返納者支援事業申請書に、住所地を管轄する公安委員会が発行した運転経歴証明書の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請については、親族その他市長が適当と認めた者による代理申請もできるものとする。

(利用券等の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当であると認めた場合は、タクシー等利用券及び交通系ICカード(以下「利用券等」という。)のうち申請者が希望するものを交付するものとする。

(タクシー等利用券の利用の範囲)

第7条 タクシー等利用券を使用して乗車できる交通機関は、協力事業者に限るものとする。

(順守事項)

第8条 タクシー等利用券の使用は、タクシー等利用券に記載された対象者本人に限るものとする。

2 タクシー等利用券は、乗車料金の範囲内でタクシー等利用券を

運転手等に提出して使用するものとし、不足額は使用者が負担するものとする。

3 交通系 I C カードの交付を受けた者は、当該交通系 I C カードを他人に使用させる等により、不正に助成を受けてはならない。

(協力事業者の請求手続)

第 9 条 協力事業者は、1 か月ごとに使用済みのタクシー等利用券を取りまとめ、諫早市運転免許証返納者支援事業請求書に添えて、翌月の末日までに市長に請求しなければならない。

(決定の取消し等)

第 10 条 市長は、申請者が次に掲げる場合に該当すると認めるときは、第 6 条の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は同条の規定により交付した利用券等の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請により交付の決定を受けた場合
- (2) 資格喪失後に使用した場合
- (3) 他人に譲渡し、又は使用させた場合
- (4) その他市長が不正の使用であると認める場合

2 市長は、前項後段の規定による返還を命じたとき、使用された利用券等がある場合は、当該利用券等の額面相当額の返還を命ずることができる。

(協力事業者との連絡調整)

第 11 条 市長は、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、協力事業者との連絡調整に努めることとする。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に運転免許証を自主返納した者から適用する。